産業構造審議会　通商・貿易分科会
安全保障貿易管理小委員会中間報告（概要）

2019年10月8日

国際的な機微技術管理等の在り方の動向及び我が国の今後の対応について、令和元年7月10日～9月25日にかけて、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会を開催し、集中的に議論を行った。

１．国際秩序の変容と我が国がとるべき経済政策へのインプリケーション

１．１．国際秩序の変容

国内格差の拡大や、異なる政治・経済体制の台頭に対する不満や不安から、自国第一主義の傾向が顕在化。WTO 体制、EU 統合といった「民主主義」や「自由で公正な競争」といった価値観を軸とする国際秩序が、国際政治、通商、テクノロジーなどあらゆる分野で揺らいでいる。

米中対立は、単なる通商摩擦や経済力競争を超え、”great power competition”の下での覇権争いの様相を呈している。2001年の中国 WTO 加盟後の自由資本主義体制への非対称的な組み入れは、知的所有権の保護、国家管理経済体制の否定といった西側価値観への収斂という期待に繋がらず、むしろ軍民融合[1]の動きや国有企業保護、知的所有権の不当な入手といった国主導の経済政策への懸念が拡大。米国は、貿易赤字解消のための関税賦課と併せて、技術覇権確保に取り組んでいる[2]。また、こうした米中対立と並行して、欧州やアジアにおいても、国内重要産業への巨額の政府資金投入といった産業政策が本格化している（別表１参照）。

我が国としても、引き続き WTO を中心とする国際協調主義を基調としつつも、「安全保障と一体となった経済政策」[3]が必要となっている。価値観・理念を共有する有志国との連携を進めながら、我が国の経済的優位性をどのように維持・向上させていくかが問われている。

１．２．「安全保障と一体となった経済政策」の方向性

（1）統合的アプローチの重要性

世界的に、技術優位性の毀損や技術の脆弱性が安全保障上の懸念であるとの位置づけの下、安全保障を理由とする機微技術の流出防止策や自国産業を中心に据えた産業政策が拡大。

軍事転用可能な技術の拡散防止の観点から、政府として然るべき機微技術の流出防止策を講じることは我が国が果たすべき国際的な義務であり、その重要性は変わらない。その際、グローバリゼーションやオープン・イノベーションの結果として生じている流出経路の多様化に対応しつつも、経済成長や技術革新を阻害することを避ける必要。

---

[1] 中国製造 2025 http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm

[2] 2019年国防授権法の下での防衛産業政策の拡大、外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）、輸出管理改革法（ECRA）の施行。Huawei 社関連企業の Entity List 掲載等サイバーセキュリティ関連施策の導入等

[3] 第24回産業構造審議会総会で示された欧州等で進められている産業政策

また、技術優位性の確保や技術の脆弱性の解消は、機微技術の流出防止策を手当するだけでは実現できない。大学や研究機関、大企業やそれを支える中小企業など、各主体が保有する機微技術情報を適切に把握し、政府全体及び産業界で共有・分析する（「知る」）ことが大前提となる。そして、「育てる」ための施策を通じ、我が国が現在優位性を有する機微技術を更に発展させるとともに、対外依存度の高い機微技術の国産化を進めていくことも、技術優位性を確保し技術の脆弱性を解消する上で、不可欠な手段の一つである。

こうしたことから、第24回産業構造審議会総会が提示する統合的アプローチ[4]が求められている。当該統合的アプローチの出発点は、「安全保障と一体となった経済政策」に不可欠な重要分野に係る技術を特定することであり、本小委員会においては、それを「機微技術」＝「我が国の安全保障を確保し、もって経済の健全な発展を実現する上で、その優位性を保ち、脆弱性を解消すべき重要な技術（critical technology）」と定義する。

（2）統合イノベーション戦略[5]

今年度策定された「統合イノベーション戦略2019」における「安全・安心分野」の記載は、我が国として採るべき統合的アプローチの方向性を示すもの（別表2参照）。

2. 我が国の「安全保障と一体となった経済政策」の在り方について

「安全保障と一体となった経済政策」のうち、早急に対応する必要がある課題として①対内直接投資管理について議論を行うとともに、今後の検討課題として②輸出管理や、③上記①②以外の機微技術流出防止策（「守る」）や技術力強化策（「知る」「育てる」）等についても議論を行った。

2. 1. 対内直接投資管理について

対内直接投資は、短期的に、経済や雇用へのプラスの影響や、新サービス・製品による消費者へのメリットが期待されるのみならず、中長期的にも、ビジネスモデルや働き方等を含め、イノベーションの創出に資するものであるとの考え方の下、「2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増する」という政府目標が2012年に定められ、今後も一層促進していく必要がある。

一方、対内直接投資を巡る安全保障の観点からの国際的な懸念が高まっていることを受け、欧米諸国では対内直接投資管理の強化の動きがある（別表3及び4参照）。今後、対内直接投資管理強化が進んだ国を避け、機微技術の獲得等を目的として我が国の機微技術に関わる事業に対する投資が増加していく可能性も否定できず、機微技術の流出を通じた安全保障上の懸念があることはもちろん、外国企業が日本企業との間で機微技術のやりとりを含むような事業上の関係を

---

[4] ①第四次産業革命、5G 時代に突入する中、日本の安全保障と経済に不可欠な重要分野（重要な部品・素材など）を維持・強化するための方策を検討する、②米国による投資管理・技術管理強化の動きを踏まえ、AI 等 [12] の新興技術を含む規制対象の拡大のあり方等について、イノベーションを阻害しない形で、国際的な枠組みにおける議論を促進する、③官民を挙げて重要技術に対する情報収集能力やセキュリティ感度を高め、適切な投資管理・技術管理の体制を構築する、④強制的な技術移転要求の是正、知財・ライセンス保護の確保に向けて政策対話やルールを活用する

[5] 「統合イノベーション戦略」は、世界で破壊的イノベーションが進展し、ゲームの構造が一変し、過去の延長線上の政策では世界に勝てないという認識の下、我が国の強みを生かしつつ、弱みを克服して「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会を創造することを目的に、グローバルな視座に立ち、基礎研究から社会実装まで一気通貫の戦略として平成30年に策定。

築くにあたりマイナスの影響を与えかねない。
　対内直接投資を一層促進しつつ、欧米諸国における対内直接投資管理の強化を踏まえた制度見直しを早急に実施すべきであり、制度の見直しは外国投資家にとっての予見可能性を高めるという原則に基づき、見直しの方向性について議論を行った。

①管理対象とすべき範囲の厳格化と一律事前届出義務の免除
　国の安全等を損なうおそれが小さいと判断される投資に限り、事前届出の義務を免除することを検討すべき。事前届出義務を免除した投資については、政府による事後的なモニタリングを実施し、かつ、国の安全等を損なうおそれがある場合等必要な場合には、政府が適切な措置を講じることを可能とすることが不可欠。なお、実効的に事後的なモニタリングを実施していくにあたり、関係省庁が連携する体制作りについても併せて検討すべき。
②法人格のない事業体を通じた対内直接投資について
　「法人格のない事業体」を通じた対内直接投資の場合に、有限責任組合員など一定の要件の下にある外国人投資家・組合員による株式取得については、実質的に、投資先企業への影響力を行使しうる組合員（例えば、「投資事業有限責任組合」における無限責任組合員） に限定して外為法上の届出義務を課すなど、資金の出し手としての有限責任組合員の負担軽減の方策を検討すべき。
③懸念事案への対応
　現行の管理対象とならない形で、投資先会社の経営への影響力行使を通じて、当該会社が有する情報や事業運営へのアクセスを得るケースが海外で多数生じている。
【海外事例】
○ A社の株式を約1％取得したファンドOは、取得後、A社に対して事業戦略の変更と取締役の派遣を要求。最終的にA社の経営トップは退任し、同時にOの社長がA社の取締役に選任。
○ B社の株式を約1％取得したP社は、B社の事業戦略等を批判し、B社CEOとの会談等を要求。その結果、当初の事業戦略では拡大方針とされていた事業部門が売却されるに至った。
　今後我が国においても、外国投資家が対内直接投資を通じて我が国企業の機微技術や重要インフラの運営に関与し、我が国の安全等を損なうおそれもあることから、そのような事態が生じないよう、届出対象となる株式等取得割合に係る閾値の引下げ（上場企業について10％→1％）や、株式等取得後に届出対象となる行為類型の追加（例：役員への就任や重要事業の譲渡）、株式取得によらない事業の譲受け等にかかる制度の不均衡の是正等について検討すべき。
④国内及び海外の関係行政機関との情報交換体制の強化
　国内及び海外の関係行政機関との情報交換体制を強化することにより、管理の実効性を確保するとともに、審査の高度化・効率化を図る必要がある。
⑤対内直接投資管理の運用体制等その他の論点について
　事前届出を免除する場合の基準や、既に公表されている対内直接投資等の審査に際して考慮する要素については、統一的な考え方の下で明確化に努めていくべき。また、外国投資家が、事前届出業種の該当性に係る法令の解釈等に関して疑義を有する場合の問い合わせ負担の軽減についての検討が必要。事業所管官庁は、届出内容の審査にあたって、専門知識をもった職員を

活用する仕組みの導入や、企業や大学において先端的な機微技術に関する研究や経営に関係してきた人材の積極的活用等を通じて、審査体制の質・量両面からの体制強化を行うことが不可欠。

併せて、経済のグローバル化や技術革新の進展を通じて「機微技術」の外延や懸念すべき外国投資家の行為類型が変化することは当然であり、a)対内直接投資管理の対象とする業種の範囲、b)審査に際して考慮する要素等について、機微技術に関する専門家や機微技術に関係する省庁間等関係者間での継続的な対話を通じて、適時適切に見直していくことが不可欠。

２．２　輸出管理について

我が国は、軍事転用可能性という観点から、国際輸出管理レジームで合意された品目について輸出管理を実施してきたが、米国における国際輸出管理レジームの合意を待たずにエマージング・基盤技術（別表５参照）を管理対象に加えることの検討や、欧州における人権保護を目的とした輸出管理実施の検討など、輸出管理についても欧米諸国において管理強化の動きがある。こうした動きを踏まえ、我が国の輸出管理の中長期的課題について議論を行った。

①管理対象品目の国際合意への準拠

デジタル技術の飛躍的向上等により、技術の開発スピードが飛躍的に向上する中で、AI など軍事利用との区別が難しいが戦略的意義の大きいデュアルユース技術が隆興。国際輸出管理レジームは全会一致方式であるため、管理品目追加について、当該レジーム参加国との調整が必要となり最短でも１～２年の時間を要する上に、最終的に合意に至らないことも考えられる。少数の有志国による国際合意に準拠する形で我が国の輸出管理対象品目を追加することは可能だが、さらに国際合意を前提としない独自の輸出管理が必要か否かについても検討すべき。

また、エマージング・基盤技術のような、まだ明確な定義が難しい発展途上な技術やあらゆる産業の基盤となる技術に関する輸出管理の在り方が問われる中、基礎科学研究で得られた成果の輸出管理上の取扱いについて検討すべき。

②大学や中小企業等へのアウトリーチ活動の加速

大学や中小企業等の適切な輸出管理体制構築のためのアウトリーチ活動を加速すべき。

③「みなし輸出」と「非居住者」

我が国の機微技術の漏洩防止手段の一つである輸出管理において、「居住性」の概念に基づき管理を行うことの是非について、技術流出の実態に応じて今後更に検討すべき。

④輸出管理体制が脆弱な国・地域へのアウトリーチ、国際輸出管理レジーム参加国へのインリーチ[6]が重要。

２．３　政府による機微技術流出防止策以外の手法について

「安全保障と一体となった経済政策」、すなわち機微技術に関する統合的アプローチの実現のためには、上述の政府による機微技術流出防止策（「守る」）のみならず、機微技術が何かを分析

---

[6] 例えば、日米の輸出管理制度は、大量破壊兵器に加えて、通常兵器についてもキャッチオール制度を備えているが、国際レジーム参加国であってもこれを備えていない国もある。

し(「知る」)、その研究開発を促進し(「育てる」)、大学や企業等政府以外の主体による漏洩防止策(「守る」)を適切に組み合わせていくことが重要。

(1)「知る」に係る施策の在り方について

政府全体で、大学や企業等が保有する機微技術情報を適切に把握し、把握した情報を政府全体で共有・分析する(「知る」)ための体制強化や専門人材の育成・活用が求められる。

(2)「育てる」に係る施策の在り方について

「知る」ための施策によって得られた情報をもとに、重要分野を特定し、我が国が脆弱性を有する分野には脆弱性を緩和するとともに、我が国が優位性を有する分野には更なる優位性を確保するため、新たな仕組みや措置(「育てる」)を検討すべき。重点的予算等資源配分、我が国と価値観・理念を共有する国・地域等と連携した信頼性の高いグローバルサプライチェーン構築、国際的な研究開発協力の推進のための産業保全[7]を含む情報保全対策強化が挙げられる。

(3)対内直接投資管理や輸出管理以外の「守る」に係る施策の在り方について

政府等が実施する事業について、受託先による法令遵守を政府等の側が担保する仕組みを政府全体に拡大していくことが必要。また、政府資金が関係する研究開発成果(論文、特許出願等)について、イノベーション促進等とのバランスも考慮し、機微技術管理の観点から研究開発区分に応じた成果の公開の在り方を検討していく必要。さらに、政府資金に基づく研究成果のライセンシングについて一定のライセンシングポリシーを求めていくべき。

外国人の入国在留手続き等の実施について、機微技術の管理の視点が盛り込まれるべき。

企業等の辞職者・退職者等から機微技術流出への対応として、機微技術アクセスの社内体制や給与・報酬体系の見直しが必要。技術を用いたリバースエンジニアリング対策等も重要。

2.4 実効性のある機微技術管理のため求められる官民の役割

上述の論点について検討を進めるにあたり、こうした施策の全てを、政府が強制力のある形で実施していくことは、必ずしも効率的に最大限の成果を生み出すとは限らず、民間主体主導で実施されていくべき手法との適切な組み合わせを国全体として実現すべき。

2.5 その他の論点

様々なデータの流通を支える IT ネットワークが、重要インフラ(Critical Infrastructure)と定義されるなど、IT ネットワーク及びその上を流通するパーソナルデータも含む安全保障に関わり得るデータの保護についても、機微技術管理に包含される論点として検討が必要である。

---

[7] 秘密情報を外国政府や当該国の産業部門(軍事関連企業等)に開示・移転する際に、当該情報を保護して安全であるようにすること。施設及び人的セキュリティクリアランス、情報の秘密区分及び標記、立入及び会議への対応等を含む。

まとめ

当委員会では、我が国の「安全保障と一体となった経済政策」の在り方を再検討する上での基本的な考え方をとりまとめた（別表6参照）。政府においては、各種施策の検討にあたり産業界等と十分に意見交換すると共に、施策を実効的に実施するための土台として、技術的な専門性確保を含む体制強化に積極的に取り組むことが求められる。

WTO を中心とする国際協調主義を基調としつつも、価値観・理念を共有する有志国との連携を進めながら、我が国の経済的優位性を維持・向上させ一層の経済強靭化を実現することは日本政府の責務である。そのための課題は広範で見直すべきものは多く、政府が一丸となった対応が真に求められる。

以　上

（別表１）米中覇権争いやそれを踏まえた各国の産業政策　※第24回産業構造審議会総会資料抜粋（一部修正）

米中対立の本質は覇権をめぐる争い。対立が長引けば、経済圏の二分化が進むおそれ。グローバルサプライチェーンが分断され、日本の国力が一気に失われるリスクが顕在化。

反発力が拡大

通商

- **追加関税**
  対米輸入約1,530億ドルのうち、
  - ・約1,100億ドル（約72%）に賦課済み
  - ・5月13日、約600億ドルの輸入品について、追加関税を更に引き上げ（6月1日から実施）

- **追加関税**
  対中輸入約5,400億ドルのうち、
  - ・約2,500億ドル（約46%）に賦課済み
  - ・5月10日、約2,000億ドルの輸入品について、追加関税を更に引き上げ
  - ・5月13日、中国からの輸入品ほぼ全てに追加関税をかける旨を公表（発動時期未定）

技術

- **輸出管理規制法案**
  - ・中国部品を一定程度内蔵する製品の日本からの輸出も許可対象に
  - ・レアアースの輸出制限
  - ・過剰な技術開示要求
  - ・国外での検査実施
- **サイバーセキュリティ法**
  - ・ネットワーク製品の国家規格適合義務
  - ・重要データの国内保存義務付け
- **政府系産業投資基金**
  - ・莫大な政府資金投入により、先端技術の国産化を推進
  - （例）国家集積回路産業投資基金
  - →半導体集積回路関連企業に、毎年40億ドル規模を投資

- **外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）**
  - ・重要技術について事前審査義務化
  - ・小規模ベンチャー投資も審査対象に
- **輸出管理改革法（ECRA）**
  - ・広範なエマージング技術を輸出管理の対象に追加（当該技術は投資管理の事前審査対象にも指定）
- **サイバーセキュリティ強化**
  - ・ファーウェイ、ZTE等を政府調達から排除
  - ・ファーウェイに対する米国からの輸出や、米国製品の再輸出を禁止
  - ・投資管理上も個人データ保護、サイバーセキュリテイを考慮

米中の覇権争いが進む中、欧州やアジアでも国内産業への巨額の政府資金投入など、産業政策が本格化。各国が安全保障と経済を一体と捉え、自国産業を中心に据えた産業政策を打ち出すなか、日本も新たな経済強靭化のため、安全保障と一体となった新たな産業政策が必要。

フランス：デジタル分野への政府支援強化

- 元来より、重要セクター（電力、航空機、自動車、半導体等）では、仏国政府が相当程度の影響力を保有。
- **製造業のデジタル化**促進政策を発表、**総額5億ユーロの拠出**を表明。
- **人工知能の研究開発**に関する国家計画を発表、**4年間で総額6億6,500万ユーロの投資**を表明。

ドイツ：「国家産業政策2030」（案）

- **製造業の付加価値の引き上げを目指す。**
- **産業政策が世界各地で復活**しており、**市場の力のみに依存して成功した国は、ほとんど存在しない**と指摘。
- 市場任せにするのではなく、産業政策の重要性を指摘し、**産業政策策定の指針を提示**。

韓国：重点分野への大幅な投資

- **戦略投資分野に1兆4,900億ウォン**、**先導事業に3兆5,200億ウォンの投資計画**。
- **総合半導体大国**を目指し、**税制、技術開発・人材育成支援、専用ファンド等、網羅的な支援**を表明。

（別表2）統合イノベーション戦略2019の概要　※統合イノベーション戦略2019を踏まえ経済産業省作成

- 統合イノベーション戦略でとりまとめられた、安心・安全の観点からみた目指すべき将来像を実現するためには、我が国の科学技術について「知る」「守る」「育てる」「生かす」ことが必要。

【統合イノベーション戦略（安全・安心分野より抜粋）】

○目指すべき将来像	・我が国の安全保障環境が一層厳しさを増している中、大規模な自然災害、インフラ老朽化、国際的なテロ・犯罪や、サイバー空間等の新たな領域における攻撃を含めた国民生活及び社会・経済活動への様々な脅威に対する総合的な安全保障を実現 ・関係府省庁、産学官が連携して我が国の高い科学技術力を結集 ・科学技術情報の流出に対応しつつ、我が国の優れた科学技術を社会実装し、技術的優越を確保、維持しながら、これを安全・安心の確保のために幅広く活用できる社会を実現		
○目標	・<知る>我が国の科学技術を俯瞰し、伸ばすべき分野や補うべき分野、適切に管理すべき分野を明確化 ・<育てる>「知る」の取組により明確化した分野に予算や人材等の資源を重点配分させ、安全・安心に資する科学技術を強力に育成 ・<守る>我が国の技術的優越を確保、維持する観点や研究開発の成果が大量破壊兵器等に転用されることを防ぐといった観点から、科学技術情報の流出に対応 ・<生かす>「知る」「育てる」「守る」の取組を通して得られた成果の社会実装により、国及び国民の安全・安心を確保		
○現状認識・○問題・課題	○防災・減災、テロ・犯罪対策や、サイバー空間、宇宙、海洋といった様々な領域における脅威への対応に我が国の優れた科学技術の幅広い活用が必要 ○技術的優越を確保・維持するとともに、大量破壊兵器等や国際的なテロ・犯罪等への転用を防ぐため、科学技術情報の適切な管理が必要		
○今後の方向性	【知る】 重視すべき分野や課題を明確化	【育てる】 関係府省庁、産官学が連携し科学技術を育成	【守る】 科学技術情報の流出に対応
	【生かす】 「知る」「育てる」「守る」の成果を社会実装		

（別表3）米国の投資管理制度の概要及び投資管理強化の動向

米国の投資管理制度の概要

1. 1988年包括通商・競争力強化法50218条（いわゆるエクソン・フロリオ条項）で、1950年国防生産法を改正し、「外国人による米国企業の合併・株式等の取得・買収であって、その支配に繋がりうる取引等」について、安全保障上の脅威と信じるに足る確かな証拠がある場合、大統領に、当該取引を停止または禁止できる権限（遡及効あり）を与えた。当該判断には司法権が及ばないことになっている。

2. 取引が安全保障に与える影響を調査する権限がCFIUSに委任されている。CFIUSは、財務省が議長で、国家情報局等諜報機関、国防総省、国務省、商務省等の代表者からなる。

3. ２０１８年８月に成立した外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA：２０２０年２月までに施行）により、当該大統領権限の及ぶ範囲を、「①非支配的投資であって機微技術に関する投資、②非支配的投資であって重要インフラに関する投資、③非支配的投資であって米国民の機微な個人情報に関する投資及び④機微な施設近隣の不動産購入・リース」に拡大。

4. 特に①～③について、取締役または役員会参加者への就任、これらの者の指名権、投資先会社の非公開技術情報へのアクセス、機微技術等に関する重要な意思決定への関与等に代表されるgovernance and information rightsを持つものとされている。

米国の投資管理制度（CFIUSが審査を実施）:FIRRMAによる改正前後の比較

※赤字は追加事項

	FIRRMAによる**改正前**	FIRRMAによる**改正後**		
○審査方式	①事後介入方式（無期限） ※投資家は任意で事前申請	①事後介入方式(無期限)について、対象取引に以下を追加。		②事前審査方式を追加。対象取引は以下。
○対象取引	米国企業に対して支配を及ぼしうる合併・議決権や議決権代理権等の取得、買収行為に係るあらゆる取引（株式取得数によらない） ※以下の取引を含む ・資産（事業、不動産含む）の購入やリース　等	非支配的であっても受動的ではない投資（取締役等への就任、指名権、非公開情報へのアクセス、重要な意思決定に関与等の権利があるもの）で以下に関するもの ・機微技術 ・重要インフラ ・米国民の機微個人情報	＋	・重要インフラや機微技術について、外国政府の影響力下にある投資家による、企業経営に影響を与えうる投資（株式取得数によらず）
○業種業種	業種の指定なし			
○考慮要素	国防上の要求を満たすために必要な国内生産への影響　等	考慮要素に以下を追加。 ・重要インフラ、エネルギー、戦略物資、機微情報の外国人支配による安保への影響　等		
○制度の特徴	①大統領による取引の停止や禁止の権限（司法権が及ばない） ②外国投資家はCFIUSと影響緩和合意(遵守される限り大統領権限を講じない)を締結することが可能			

※FIRRMAにより同盟国との情報交換規定を追加

（別表4）欧州における投資管理強化の動向

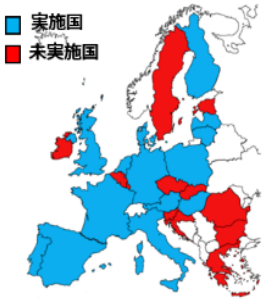

◆**EU**　：2019年4月10日に新規則を発効。**EU加盟国間の投資管理に関する情報交換枠組み**を構築。**重要インフラ・技術(AI・ロボット・半導体・サイバーセキュリティ等)**を審査考慮要素へ追加。

◆**ドイツ**：2017年７月改正済。**事前届出業種の拡大**（**武器、軍用エンジン等**に加え、**武器用製造装置、軍用設計品**（**電子機機器、映像機器等**）を追加）、**事後審査対象**として、**サイバー技術、重要インフラ等**を明記し重点審査化等を実施。

◆**英　国**：2018年6月11日、2002年企業法を改正し投資規制を強化。**武器技術・高度デュアルユース品、サイバーセキュリティ（量子技術、汎用コンピュータ）について、審査対象を拡大**。
2018年7月には、国家安全保障と投資ということで、既存の企業法の改正ではなく、諸外国の投資管理の枠組みと揃えるべく、全く新しい国家安全保障のための投資管理の枠組みをパブリックコメントに付したところ。

◆**フランス**：2018年6月18日、投資規制の強化を含んだ「企業の成長及び変革に関する法案（PACTE法案）」を閣議決定。このうち投資管理に関する第55条が、10月に国民議会で採択。12 月規制対象業種を拡大する政令が成立。**戦略業種**（半導体、宇宙、ドローン並びに安全保障に関係する**AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、大規模データストレージ等**）を審査対象に追加。また違反に対する制裁を強化。

（別表５）国際レジーム規制品、エマージング・基盤技術の概念図

管理対象とする機微技術の範囲の拡大

- 近年、ワッセナーアレンジメント等国際輸出管理レジームではエマージング技術を巡る議論が進んできたが、あくまでも個別技術ベースの散発的な対応。
- 一方、米国は、輸出管理改革法（ECRA)に基づき、規制対象範囲の拡大を検討中。

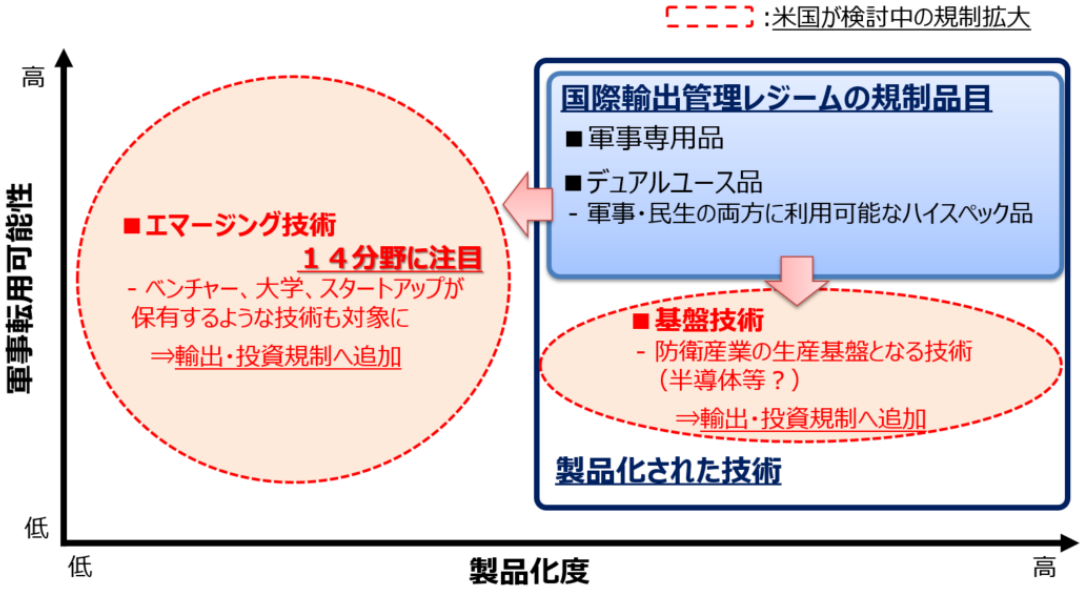

（別表６）我が国の「安全保障と一体となった経済政策」の在り方を再検討する上での基本的な考え方

環境変化と今後の対応

１．対内直接投資管理・・・早急に対応が必要

環境変化	○我が国経済成長のエンジンである家計貯蓄率は深刻な低水準。雇用創出や生産性向上等に寄与する対内直接投資の拡大が重要。 ○対内直接投資を通じた国の安全等に係る事業を運営する企業の支配や機微技術等へのアクセス等、安全保障上の懸念の高まりを受け、欧米各国においてループホールを手当し、対内直接投資管理を強化する動き。 米国：外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）発効。重要インフラ・機微技術・個人情報の視点、事前審査方式の追加、同盟国等との情報交換規定の導入等。 欧州：独英仏といった主要国において、事前届出業種の拡大や、株式等取得に係る閾値の引き下げ等を実施。
見直すべき論点	①国の安全等を損なうおそれが小さい投資について、一定の基準を遵守することを条件に事前届出義務の解除 ②法人格を有さない投資事業有限責任組合等の外国人組合員の届出負担の適正化と実効性の確保。 ③懸念事案への対応 ・届出対象となる上場会社の株式等取得割合に係る閾値の引き下げ（現行は１０％） ・株式等取得後に届出対象となる行為類型の追加（現行は定款変更への同意のみ）等 ④国内及び海外の関係行政機関との情報交換を明文化 ⑤政府の投資判断基準の明確化や専門家との対話を通じた適時適切な見直し　等

２．輸出管理・・・今後検討が必要

環境変化	米国：国際レジーム準拠の限界を認識し、エマージング・基盤技術の管理強化や特定企業に対する禁輸措置等を実施。 欧州：人権保護等を目的とした輸出管理の実施について検討が進む。
検討すべき論点	①タイムリーで実効的な輸出管理対象品目の決定（現行は国際レジーム合意への準拠が原則） ②みなし輸出における「非居住者」要件の取扱い　等

３．その他・・・今後検討が必要

環境変化	○技術獲得を目的とした人材派遣プログラムや退職者等の勧誘等、投資管理や輸出管理では対処できない事案の発生。 ○各国で技術優位性確保を目的とした自国産業への政府資金投入策の増加。
検討すべき論点	②「守る」 ・研究開発成果の公開と安全保障上の要請とのバランス ・研究開発成果に係るライセシングポリシー ・機微技術管理の視点からの出入国管理　等 ①「知る」 機微技術情報の把握・共有・分析に必要な体制構築 ③「育てる」 ・予算重点配分等による研究開発促進 ・信頼できるサプライチェーン構築 ・国際共同研究開発促進のための情報保全対策 ④官民の役割分担 ・政府の技術的な専門性確保、官民の法令遵守コスト抑制策 ⑤その他の論点 ・安全保障に関わり得るデータの保護